

平成25年度予算の編成について

我が国はかつて経験したことのない構造変化に直面している。

まずは、人口動態の変化である。

少子高齢化や人口減少が前例のないスピードで進行することが予想されている。これに伴い、生産年齢人口の減少による労働力供給の低下や国内消費の減退、社会保障制度の持続可能性が懸念されており、社会システムそのものが危機を迎えている。

次に、経済のグローバル化の進展と、新興国の台頭などによる世界経済の構図の変化である。

現在、世界経済の重心は急速な経済発展により成長著しいアジア新興国へと移りつつある。しかし我が国経済はこの動きに迅速に対応できていないと見え、その恩恵を十分に享受できていない。このままでは、厳しい国際競争から脱落するという危機に陥っている。

さらには、東日本大震災による東京電力福島第一原発事故を発端とする我が国のエネルギー構造の見直しである。

「脱原発」への動きが強まる中、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーのさらなる推進など大きな方向性は示されているものの、原子力発電に代わるエネルギーの確保に向けた具体的な道筋についての議論は進んでいない。電力供給不足の長期化と料金の高騰は、将来の企業活動や国民生活に不安をもたらしている。

これらの構造変化は、対症療法的に財政出動するなどといった従来手法では根本的な解決は図れない。そこで、平成25年度予算では、直面している構造変化を乗り越えるための方策を埼玉から全国へ示し、それを積み重ねていくため、次の3点を基本的な考え方として編成するものとする。

まず第1に、「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現である。

本県はこれらの構造変化による様々な課題に対応するため、今年度から新たな5か年計画を策定し取り組み始めたところである。すなわち、5か年計画における12の戦略に取り組むことが、直面している課題を乗り越え、「安心・成長・自立自尊の埼玉」を実現することにつながっている。そこで、12の戦略を早期に具現化する事業に重点的に取り組むとともに、我が国の課題に地方から挑戦し、全国に波及するような「更なる安心」、「更なる成長」へつながる先進的な事業についても積極的に取り組むこととする。

第2に、斬新な発想による成功モデルの発信である。

かつて経験したことのない構造変化を乗り越えるため、より現場に近い本県から、地方ならではの斬新な発想で事業を構築し、諸課題を解決する突破口となる埼玉モデルを示していく。

また、民間活力を導入して事業を実施できないか、職員が知恵を絞り汗をかくことで補完・充実できる部分はないか、あれもこれもといった考えを捨て、真に効果の出るところに集中的に財源を投下できないかなど、一般財源の充当を最小限に抑えつつ最大限の効果を上げる事業手法について検討することとする。

第3に、財政の健全性堅持である。

社会保障関連経費の増大などにより、厳しい財政状況が続いている。限られた財源を重要課題へ重点的に配分するには、既存事業を徹底的に見直し、効果が十分に発揮できていない事業や行政としての役割が終了した事業などをスクラップすることが必要である。主要見直しテーマなどで掲げられた検討課題に積極的に取り組み、事業の新陳代謝を進めることで、重要課題へ対応する財源を確保していく。

また、持続可能な財政運営を実現するため、県債発行について適切に管理し、臨時財政対策債等を除く自らコントロールできる県債残高を着実に減少させ、財政の健全性を堅持していく。

以上、基本方針を定めたので、下記により予算要求を行うよう、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

記

I 総括的事項

1 経費の見積り

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に置き、決算乖離を徹底的に分析するとともに、既存事業の取組成果を十分に評価・検証し、真に必要な事業量を見込むこと。

また、本格化する人口減少、少子高齢化により生じる社会経済の構造変化を踏まえた上で、事業量を適正に見込むこと。

2 部局連携

複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく、他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行い、類似・重複事業をなくし真に必要な事業に転換できるよう、予め関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

3 県民参加

「自立自尊の埼玉」をつくるため、これまで以上に県民誰もが地域社会に積極的に参画できるような県民参加型のムーブメントによる施策展開で、成果を上げる仕組みを考えること。

4 官民協働

「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針」を踏まえ、県がつなぎ役となりNPOや民間企業、大学など地域の多様な力を結集して、様々な課題を解決していくための取組をより一層推進すること。

また、民間活力の積極的な活用や民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、県業務の質的向上とコストの縮減を図ること。

5 スピード感のある県政運営

漫然と既存事業を継続するのではなく、実際に現場に出向き、県民の声に耳を傾け、その課題解決に向けて必要な場合には的確に予算に反映できるようスピード感のある県政運営を心掛けること。

また、事業効果を可能な限り早期に発現できるよう予算執行計画を立て、進捗状況を的確に把握すること。

6 財源確保

厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や県有財産の利活用・売却など、自主財源の充実・確保に努めること。

また、事業構築の際には県民参加や官民協働、民間活力の積極的な活用を検討するとともに、県と県民、民間企業などが互いにメリットを享受できる仕組みの導入により、財源の共同負担など新たな歳入の確保を検討すること。

7 地方財政対策や国の予算編成等への対応

地方財政措置の有無についてよく確認をし、地方財政措置のないサービスや地方財政措置を超えたサービスを行っている場合についてはその必要性を十分に吟味すること。また国政に不透明な要素が多いことから、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向等に十分注意し、予算編成に的確に反映させること。

II 予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、さらなる収入確保に努めること。ただし、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確な判断により見積もること。また、引き続き納税率の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法律改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、県の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、県負担に配慮の上、積極的な確保に努めること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

(3) 使用料及び手数料

別途、通知する「使用料・手数料の見直し」（平成 24 年 10 月 17 日付け財第 270 号企画財政部長通知）を踏まえ、受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。高齢者減免については根本的に見直すこととし、子供料金の設定などについても考え方を整理した上で見直しを行うこと。

また、国の法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものについては、速やかに対応すること。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から早期処分により財源確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入等

「債権管理の適正化のための取組方針」（平成 20 年 9 月 25 日付け財第 302 号財政課長通知）を踏まえ、県民負担の公平性・公正性を確保するため、適切な債権管理により、徴収可能な債権は確実に徴収するよう努めること。

(6) 県債

適債事業については、後年度の財政負担を考慮しつつ適切な県債の充当を見込むこと。

(7) 基金

設置当時の前提となった条件が大きく変化している基金については、主要見直しテーマで掲げられた検討事項を踏まえ、廃止を含めて必要性を見直すこと。

また、国の経済対策により設置した基金については、活用期限も限られていることから積極的な活用を努めること。特に、平成 25 年度に活用期限を迎える基金については、原則として全額を予算計上するよう最大限の努力をすること。また、新たな状況の変化により、用途の拡大や要件の緩和などが必要と判断されるものについては、国へ要望するなど、限られた期間で可能な限り有効に活用できるよう努めること。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえて的確に積算すること。

2 歳出関係

各部局の歳出予算の要求上限額（要求枠）は、重点政策枠を除き、別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

また、既存事業については、主要見直しテーマにおいて再度検討することとなっているものなど課題解決に積極的に取り組み、事業の新陳代謝を促進すること。

(1) 重点政策枠

重点政策枠については、「新規重点施策（重点政策枠）について（平成24年9月4日付け計調第64号企画財政部長通知）」で示された事業について通常の要求枠とは別に所要額を要求できることとする。ただし、新規事業に限るとともに、以下の点を厳守すること。

- (i) 事業化に当たっては、それを実施することで新しい産業を興し、雇用を創出し、将来的には税収を上げることとなるような仕組みを検討すること。
- (ii) 既存制度への単なる上乘せや横出し、焼き直しではなく、「ニアイズベター」の実践や、国や他の自治体の先導モデルを目指し、本県の独自性や知恵を盛り込むようにすること。
- (iii) 対象となる事実を正確に把握する姿勢を持ち、問題点の的確な把握、最適な手法を選択し、課題の着実な解決につなげること。
- (iv) 時限を区切る、対象者や地域を絞るなど集中的に取り組むことにより、県民が改善を実感できるように工夫すること。
- (v) 安易に一般財源を充当するのではなく、県民参加や官民協働、民間活力の積極的な活用を検討するとともに、職員が知恵を絞り汗をかくことで補完・充実できる部分はないかなど効果的な事業手法を必ず検討し、可能な限り導入すること。

なお、重点政策枠に係る事業については、今後の庁内外での議論により見直し等があった場合には予算編成過程の中で反映させること。

(2) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

《A経費：経常的経費や内部管理的経費》

- A-1：算出方法が法定された義務的事業
- A-2：全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業
- A-3：全額特定財源の事業
- A-4：既設定の債務負担行為
- A-5：内部管理的な経費
- A-6：施設の維持運営費
- A-7：県の委託施設に関する事業
- A-8：国庫補助事業
- A-9：県単事業

《B経費：政策的議論を徹底する経費》

- B-1：新規事業（重点政策枠）
- B-2：指定継続事業
- B-3：一般継続事業
- B-4：一般継続事業（維持管理運営費等）
- B-5：一般継続事業（A経費からの移行事業などキャップ率に配慮する事業）
- B-6：人件費
- B-7：公債費

- B－ 8 ：扶助費
- B－ 9 ：公共事業（国庫補助等）
- B－ 10：県単公共事業（県単独・地方特定）
- B－ 11：団体補助

（3）経費区分ごとの要求上限額（配分額）の流用

経費区分ごとに示された要求上限額の区分間流用については、別紙（平成 25 年度予算編成に係る要求上限額の流用について）のとおりとする。

（4）審査方法

いずれの事業についても、知事審査後に予算案として確定するものであること。

（5）個別経費の見積もり

（i）義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的経費は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

（ii）投資的経費

○公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い重点化を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確保が可能となるようコスト縮減に努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

○その他の投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、当該事業の執行がより高い経済波及効果を生むよう手法の工夫を行うこと。

○アセットマネジメント

県有施設については、今後の大規模改修や設備更新を踏まえた適正なアセットマネジメントを検討し、施設の長寿命化や維持管理コストの平準化及びトータルコストの縮減を図ること。

（iii）外郭団体への支出

公益法人制度改革など、団体を取り巻く環境が変化する中で、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

(iv) 公益的法人への派遣職員に係る人件費

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を適正に運用するため、派遣職員に係る給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）については、原則として県から直接支給するものとして要求すること。

また、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、派遣職員については必要最低限の人員に精査すること。

なお、派遣職員の見直しにあたっては、事前に人事課や改革推進課と調整すること。

(v) 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき、補助制度の在り方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止又はサンセットルール（終期設定）を適用すること。

特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

なお、新たな財政負担を伴う補助事業は創設しないこととし、既存事業のスクラップにより創設する場合であっても、同様の観点から必要性等を十分に吟味すること。

〔補助金見直しの考え方〕

- ・補助対象団体の自立性の促進
- ・成果指標の設定など補助成果の明確化
- ・インセンティブの導入など成果が確実に高まる見直し
- ・負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し
- ・類似・零細補助金の統合・廃止などの見直し

(vi) 市町村支援

県から市町村への財政支援については、地方分権を推進するため、市町村との役割分担、市町村の自主性・自立性のさらなる向上、県の行政目的に寄与しているかどうかという原点に立ち返って、補助金の統合や重点化、補助率の適正化、市町村の特性に応じた制度改正等を見直しを積極的に図ること。

なお、見直しに当たっては、市町村に対して事業の状況や県の財政状況等について説明の上、十分に協議調整を行い、相互理解と共通認識に立った見直しとなるよう留意すること。

(vii) 制度融資

既存の融資メニューについて、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえるとともに、市町村・民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討すること。また、利子補給率や預託金利、損失補償割合等の各種条件についても直近の金利動向などを踏まえ見直しを行うこと。

また、融資枠については、過去の貸付実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適切に設定すること。

(viii) 情報システム

住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、効率的なシステム運用を行うこと。また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステムの構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の財政負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

また、国や関係機関のネットワーク等に対する負担経費についても、積算内容を十分精査するとともに、必要性について検証を行うこと。

なお、情報企画課による「平成 24 年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

(ix) イベント・広報物

予算要求に当たっては、まず費用対効果の観点から必要性についてゼロベースで見直しを行うとともに、昨年度改革推進課と財政課で示した「イベント・広報物の見直しの基準及び方向性について」(平成 23 年 9 月 5 日付け改革第 124 号通知の別添)に基づき、さらなる見直しを行うこと。

(x) 高額備品の更新・導入

高額備品については、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえその必要性について見直すとともに、使用期間や使用頻度を精査し、購入だけではなくリースや他団体との相互利用など、費用対効果の観点から導入手法について検討すること。

(xi) その他

原則として、国の経済対策により設置した基金事業の終了に伴う県費単独事業への振替は認めないので、留意すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進めること。

特に、社会情勢や財政規模など設置当時の前提となった条件が大きく変化している特別会計については、主要見直しテーマで掲げられた検討事項を踏まえ、廃止を含めて必要性を見直すこと。

5 公営企業会計

公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

Ⅲ 予算見積調書の提出期限

平成24年11月5日（月）

予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用すること。特に様式2「予算見積調書 その1」については、情報公開を前提に、県民から見て事業内容が理解できるよう、記載内容の充実を図ること。また、県民参加や官民協働、民間活力及び職員のマンパワーの活用について検討を行い、その内容を様式2「予算見積調書 その1」に記載すること。

Ⅳ その他

- 重点政策枠に係る要求など本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。
- 取扱いの細部については、別途通知する「平成25年度予算編成事務の取扱いについて」（平成24年10月17日付け財第269号財政課長通知）による。
- 参考添付した中期財政収支試算（平成25～27年度）にあるとおり、今後も厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、予算要求については精査を尽くすこと。

中期財政収支試算（平成25～27年度）

（単位 億円）

| 区 分 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 歳入 A | 15,930 | 16,040 | 16,090 |
| 県税等 | 8,460 | 8,590 | 8,760 |
| 地方交付税等 | 1,980 | 2,010 | 2,020 |
| 県債 | 3,200 | 3,270 | 3,120 |
| うち臨時財政対策債 | 2,060 | 2,090 | 2,110 |
| その他歳入 | 2,290 | 2,170 | 2,190 |
| 歳出 B | 16,950 | 17,140 | 17,330 |
| 人件費 | 6,450 | 6,420 | 6,340 |
| 公債費 | 2,630 | 2,790 | 3,020 |
| 扶助費 | 830 | 870 | 900 |
| 県税交付金等 | 1,600 | 1,620 | 1,660 |
| 投資的経費 | 1,570 | 1,520 | 1,360 |
| その他歳出 | 3,870 | 3,920 | 4,050 |
| 差引 C (A - B) | △ 1,020 | △ 1,100 | △ 1,240 |

【推計の考え方】

●全般

各経費の積算については、現行制度のもと一定の伸び率を乗じる等機械的に算出したものであり、今後精査することで数値は変動する。

●歳入

① 県税等

内閣府の「経済財政の中長期試算（慎重シナリオ）」（H24.8.31）の名目経済成長率を参考に推計した。消費税増税の影響額については、社会保障と税の一体改革の内容が確定していないため計上していない。

② 地方交付税等

社会保障関連経費や臨時財政対策債の償還等の動向を踏まえ推計した。

③ 臨時財政対策債

地方交付税に合わせて推計した。

④ その他歳入

事業費の動向を踏まえ推計した。

●歳出

① 人件費

第三次行財政改革プログラムの定数削減目標や、今後の児童・生徒数の増減による教員定数の動向を踏まえ推計した。

② 公債費

過去に借りた県債と今後の投資的経費や臨時財政対策債等の動向を踏まえ推計した。

③ 扶助費

近年の事業費の伸びなどを踏まえ推計した。

④ 県税交付金等

県税収入に合わせて推計した。

⑤ 投資的経費

今後予定されている主な事業の動向を踏まえ推計した。

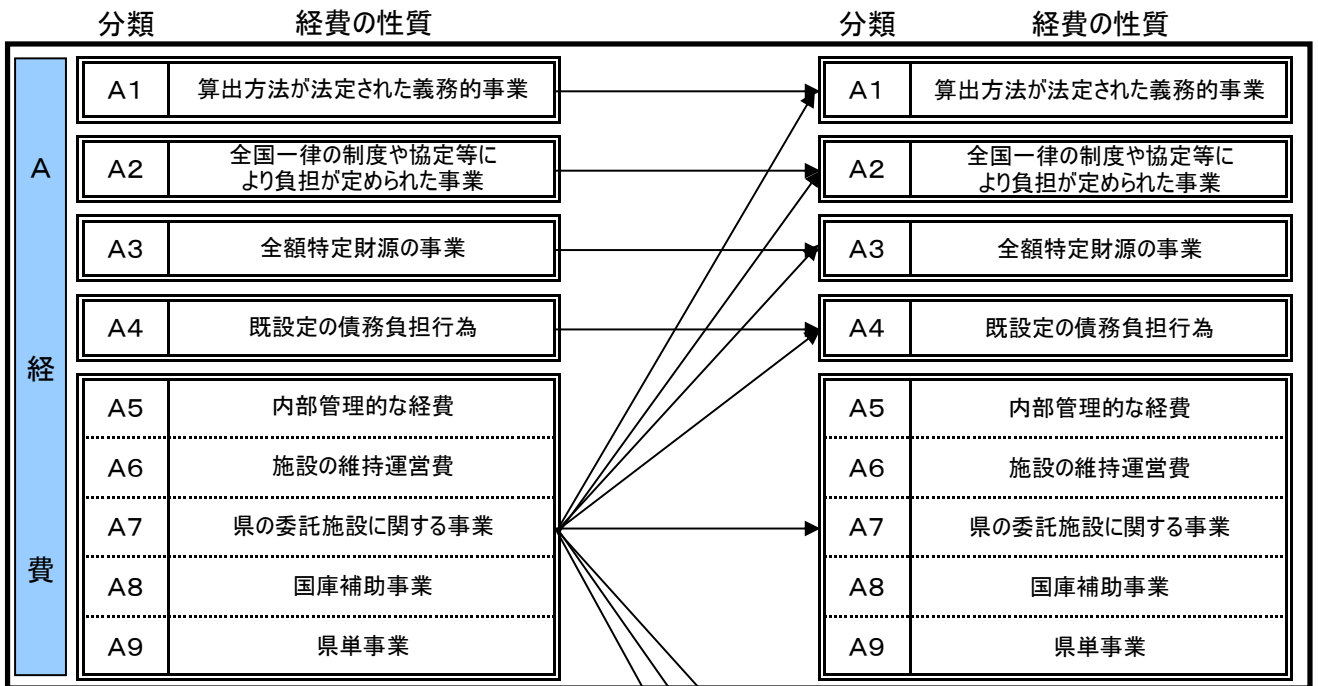
⑥ その他歳出

近年の社会保障関連経費の伸びなどを踏まえ推計した。

(別紙) 平成25年度予算編成に係る要求上限額の流用について

< 枠配分された財源の区分 >

< 使用可能な事業の区分 >



B経費からA経費への流用は禁止

